

**首都圏在住者等に向けた県内就職促進事業  
企画提案募集要項**

本県では、東京圏を中心に若年者の転出超過の状態が継続しています。一方、3年3割離職の傾向は変わっておらず、セカンドキャリア支援を擁する第二新卒は少なくありません。

そこで、首都圏在住の学生・第二新卒者等や首都圏在住の転職希望者等を対象として、県内企業との交流の場をつくり、そこでロールモデルとなる社員など企業担当者との双方向コミュニケーションを通じて、県内企業で働くキャリアビジョンの形成を支援し、県内企業への就職の契機としたいと考えています。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

**1 業務の内容**

項目	内容
業務内容	首都圏在住の学生、第二新卒者等や首都圏在住の転職希望者等と県内企業のロールモデル等との交流の機会を創出する。 ※詳細は別紙「首都圏在住者等に向けた県内就職促進事業業務委託仕様書」を参照。
日程	年10回程度
開催方法	来場とオンラインを組み合わせたハイブリッド方式を基本とする
参加企業数（規模）	県内の企業 3社以上/回
参加者数（目標）	首都圏在住の学生、第二新卒者等や首都圏在住の転職希望者等 20～30名程度/回
委託期間	委託契約締結の日 ～ 令和7年3月31日
提案募集のポイント	以下の提案について、重点的に審査を行う。 ①参加者等への事業周知方法（広報媒体、大学生等対象者へのアプローチ、県内企業へのアプローチ、実績など） ②交流会当日の運営方法 （実施方法の工夫、プログラム、サポート体制など）

**2 委託金額（上限）**

委託金額（上限）	4,925,000円（消費税及び地方消費税含む）
----------	--------------------------

**3 応募について**

応募期間	令和6年2月22日（木）から令和6年3月7日（木）17時まで [必着] （受付時間 土・日・祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）
応募資格	事業実施者は、次の全ての要件を満たす者であること。 (1) 事業を適切に遂行するに足る能力（※）を有した、民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、事業協同組合等）、

	<p>権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。</p> <p>(2) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>(4) 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可又は指定、登録を受けていること。</p> <p>(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。</p> <p>(7) 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。</p> <p>(8) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p> <p>※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託契約前から常時雇用者がいること。</li> <li>・ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。</li> <li>・ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労務関係帳簿類を整備していること。</li> <li>・ 社会保険、雇用保険、労災保険等について、法令に基づき、適正に手続きがなされていること。</li> <li>・ その他、事業の実施にあたり、県との打ち合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。</li> </ul>
提出書類	<p>(1) 企画提案書〔様式 1〕</p> <p>(2) 事業計画書〔様式 2〕</p> <p>(3) 事業スケジュール表〔様式 3〕</p> <p>(4) 事業実施に必要な許認可等を証する書類（提案内容による）</p> <p>(5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書（3）等）（県の入札参加資格を有している場合は除く）</p> <p>※ 公益法人等又は県内に事務所・事業所を有しない事業者で本県での課税実績がない旨の申し出があったものは、納税証明書（3）の添付に代えて誓約書を提出すること。</p> <p>(6) 法人関係書類</p> <p>①法人登記簿謄本 ②定款又は規約等 ③役員名簿 ④決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書又は活動計算書等）</p> <p>(7) その他、県から個別に提出を求められた書類</p> <p>※ (1)～(3)の様式については、兵庫県のホームページからダウンロードできる。</p> <p><a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/r6/syutoken-kikaku.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/r6/syutoken-kikaku.html</a></p>

提出方法等	<p>(1) 提出先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁1号館6階) 兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班雇用推進担当</p> <p>(2) 提出方法 郵送(書留に限る。応募期間内必着とする。)又は、持参(受付時間内に限る)</p> <p>(3) 提出部数 正本1部 副本6部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式1～3については原則A4縦で両面印刷</li> <li>・目次を作成し、通しでページ番号を付すこと</li> <li>・インデックスは不要</li> <li>・提出書類(4)～(6)は正本1部の提出のみで可</li> </ul> <p>(4) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。</li> <li>・応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。</li> <li>・提出された資料について問い合わせを行うことがある。また、必要に応じて資料の補正、追加説明資料の提出を求めることがある。</li> <li>・提案が採択され、受託した事業について、事業計画が達成できない場合、又は委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いを行わないことがある。また、既に支払っている委託料がある場合にはその一部又は全部の返還を求めることがあり、さらに損害賠償等を求めることがある。</li> </ul>
-------	--

### 3 審査について

審査方法等	<p>(1) 審査方法 提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする企画提案コンペ審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。必要に応じて、プレゼンテーション審査を実施する場合がある。</p> <p>(2) 審査会日程 企画提案コンペ審査会は、令和6年3月上旬～中旬に実施する予定である。</p> <p>(3) 審査基準 「事業遂行能力(業務執行体制、事業運営実績)」「事業広報体制(周知方法の効果、広報媒体の妥当性、広報経費の妥当性)」「当日運営体制(開催時期を踏まえた実施方法の工夫、WEB媒体の活用方法、セキュリティの確保、人員体制)」を中心に審査を行う。</p> <p>(4) 失格について 以下の項目に該当する場合は、失格とすることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県労政福祉課を通じないで、県関係者に対してコンペに関する問い合わせ等をした場合</li> <li>・審査委員又は関係者に、コンペに関する援助を直接又は間接に求めた場合</li> <li>・応募時に提出した書類が、本要項に示された要件を満たしていない場合、又は虚偽の内容が記載されている場合</li> </ul>
-------	---

審査方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、直接又は間接に、公正な審査を妨げた場合</li> <li>(5) その他</li> <li>・審査結果は、応募者全員に対して通知する。</li> <li>・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。</li> </ul>
-------	--

#### 4 その他の事項

契約締結日	委託契約の締結日については、令和6年4月上旬を予定している。
契約保証金	委託契約の締結にあたっては、事前に委託契約金額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券原本を県に提出すること。
委託料の支払い	<p>(1) 支払いの方法 委託料の支払いは、原則、実績確認に基づく精算払いとする。</p> <p>(2) 委託金額の変更 事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合は、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約の締結を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。</p>
その他	<p>(1) 受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。</p> <p>(2) 事業の実施については、法令の定めを遵守し、委託契約書の内容に従うこと。なお、それらに記載のない事項について疑義が生じた場合には、県と協議の上、その指示に従うこと。</p> <p>(3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(4) 本委託業務は、国の会計検査の対象となるため、当検査の受検が決定した際は協力すること。</p> <p>(5) 令和6年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、事業内容及び委託金額等の大幅な変更や、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。</p>
【参考】 事業スケジュール	<p>令和6年2月22日（木） 募集開始</p> <p>3月 7日（木） 応募締切</p> <p>3月上旬～中旬 審査会開催</p> <p>4月初旬 委託契約締結</p>

#### 5 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県庁1号館6階）

兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就労班雇用推進担当

T E L : 078-362-3227 F A X : 078-362-3392

メールアドレス : [rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp](mailto:rouseifukushika@pref.hyogo.lg.jp)